

西田祐三町長に対する問責決議

西田町長は、町長として真価が問われる２期目の就任後、わずか４か月とさらにその１年後に、西田町長に対する問責決議が提出され、いずれも可決されている。また、２回目の問責決議から６か月後には３回目の問責決議が提出された。３回目の問責決議は、短期間での提出であったため、可決には至らなかったが、町長の手腕を発揮すべき就任２期目で３回も問責決議が提出されたことは、町長の政治的責任を問われていることに他ならない。

現在、海田町では、海田公民館跡地、新庁舎建替えに伴う役場などの跡地の活用など町の財産が計画的かつ的確に利用されていないばかりか、海田公民館については、３年以上が経過した現在も解体工事すら行われていない。町所有地が有効活用できていないことは、町にとって大きな損失であり、将来を見据えた将来設計ができていないと言わざるを得ない。

また、新庁舎が間もなく開庁しようとしているが、東広島バイパス高架下の活用について、一部を庁舎駐車場とするとの説明はあったが、他の利用方法については示されていない。国交省や県との協議に入ると聞いているが、本来であれば庁舎完成と同時に高架下の有効活用について交渉をしておくべきであった。新庁舎移転に伴う循環バスのバス停設置についても本来は位置を決める段階からバス停の設置場所を想定して設計すべきところであったが、現段階になって新庁舎前にバス停を設置できないとの結果になるなど、計画性を欠いており町民の利便性を優先した行政運営ができていないと言わざるを得ない。

一方、新庁舎建設用地から検出されたヒ素の除去費用については、契約を急いだため発生した余計な支出であり、なぜ土壌調査結果が出るまで待たなかったのか、町長の判断ミスと言わざるを得ない。

また、海田東公民館再整備においては、それまで検討していた単独設置案を一転し、海田東小学校との複合施設化の予算を提出されたが、熟考がなされておらず、安全性確保の検討不足もあり、予算案の修正を余儀なくされている。

現在の町政の進め方は、急いで取り組まなければならないことを先送りにして、慎重に取り組まなければならないことを拙速に決断しており、そのため大きな損失を被っていると言え、西田町長は、舵取り役として適切な判断をしてきたのか疑問を持たざるを得ない。

この他、千葉家納屋の改装、学校屋上等へのソーラー設置等の不適切な手続き問題、期限切れ飲料水の配布問題、大雨の際に避難所駐車場に駐車中の車両が水没した事実の報告遅延など、問題が生じた際も議員や町民が納得する説明がなされていない。

町長は、事あるごとに「丁寧に説明する」と言いながらも説明不足のために、これまでも幾度となく議会で混乱を招いてきた。また、議員からの再三にわたる質疑に対し、町長自らが答弁しようとせず職員任せの態度であった。これでは、説明したとは言えず、責任をもつリーダーの姿には見えない。

６月定例議会で次期町長選に出馬すると表明されたが、このままだと説明責任を果たしていないまま任期を終えることになる。議会としてこのまま見過ごしてしまうことは、これらのことを全て認めたことになり、町民の負託に反するものとなる。そのため改めて西田町長の政治的責任と説明責任を問うものである。

以上決議する。

令和５年９月１日

海 田 町 議 会